

## 議案第 26 号 三田市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について

### 【趣 旨】

学校給食の内容の充実を図るため、平成 26 年 4 月以降据え置いてきた学校給食費を改定するため、当該条例及び関係条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】 三田市立認定こども園条例

### 【内 容】

#### 1 三田市学校給食費徴収条例の改正

##### ① 学校給食費の徴収額の変更【第 3 条関係】

###### 【現 行】

区分	月額
小学校	<u>3,900 円</u>
中学校	<u>4,500 円</u>
幼稚園	<u>2,940 円</u>

###### 【改正案】

区分	月額
小学校	<u>4,570 円</u>
中学校	<u>5,290 円</u>
幼稚園	<u>3,450 円</u>

##### ② 条例で規定する徴収対象者の変更【第 4 条関係】

###### 【現行】

第 4 条 学校給食費は、次の各号に掲げる者から徴収する。

(1) 学校園に在籍する児童、生徒及び園児の保護者

(2) 学校園及び三田市立学校給食センター設置条例(昭和 59 年三田市条例第 34 号に規定する学校給食センターに勤務する者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、学校給食費を徴収する必要があると認める者

###### 【改正】

第 4 条 学校給食費は、学校園に在籍する児童、生徒及び園児の保護者(成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者を含む。)並びにこれに準ずる者から徴収する。

(1) 削除

(2) 削除

(3) 削除

## 2 関係条例の一部改正

当該条例の改正に伴い、三田市立認定こども園条例の一部改正を行う。

### ① 給食費の納付額の変更【第10条第1項及び第2項関係】

#### 【現行】

対象者	給食費の額
1号認定子ども	月額 2,940 円
1号認定子ども (預かり保育利用時)	日額 210 円

#### 【改正】

対象者	給食費の額
1号認定子ども	月額 3,450 円
1号認定子ども (預かり保育利用時)	日額 246 円

### ② 条例に規定する納付義務者の変更【第10条第1項関係】

#### 【現行】

- (1) 1号認定子ども
- (2) 2号認定子ども及びこども園に勤務する職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

#### 【改正】

- (1) 1号認定子ども
- (2) 2号認定子ども
- (3) 削除

【施行期日】 令和6年4月1日

【予算措置】 令和6年度当初予算で提案

#### 【その他】

##### ① 給食費の負担範囲の変更

今回の改定では、現行では「基本的な食材費」に加え、「燃料費の全てと上下水道料金の1/4」（燃料費等 約3千万円）を給食費で負担していたが、改定後は「燃料費等」を公費で負担する。

そのことにより、次表のとおり「**食材費のみ**」で見ると**25.5～27.1%改善**することができ、「**給食内容の充実**」を図ることができる。

(単位：円、%)

区分	現 行		改 正 案			改 定 率			
		食材のみ	燃料費等		食材のみ	燃料費等		食材のみ	燃料費等
小学校	238			279			17.2		
		220	18		279	(公費)		26.8	(公費)
中学校	275			323			17.5		
		254	21		323	(公費)		27.1	(公費)
幼稚園	210			246			17.1		
		196	14		246	(公費)		25.5	(公費)

② 保護者負担の据置

さらに、経済情勢を鑑み、**保護者負担を据え置く**よう令和6年度当初予算提案  
(約7千万円)

【現 行】

区分	日額
小学校	<u>238 円</u>
中学校	<u>275 円</u>
幼稚園	<u>210 円</u>

【改正案】

区分	日額	保護者負担	公費負担
小学校	<u>279 円</u>	238 円	41 円
中学校	<u>323 円</u>	275 円	48 円
幼稚園	<u>246 円</u>	210 円	36 円

③ 公費負担の状況

- ① 給食費の負担範囲の変更 約3千万円
- ② 保護者負担の据置 約7千万円
- 公費負担の合計 約 1億円